

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	富士ユナイトホールディングス株式会社	コード	416A
提出日	2025/10/1	異動（予定）日	2025/10/1
独立役員届出書の提出理由	富士興産株式会社の単独株式移転により、2025年10月1日付で持株会社である富士ユナイトホールディングスを設立したことにともない、富士興産（5009）で指定していた独立役員を新たに富士ユナイトホールディングス株式会社の独立役員として指定するため。		
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	杉山 敦子	社外取締役	○										△			指定	有
2	小野 勝	社外取締役	○												○	指定	有
3	畑野 誠司	社外取締役	○												○	指定	有
4	佐藤 義幸	社外取締役	○												○	指定	有
5																	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	2024年度において、富士興産株式会社は、杉山敦子氏が2016年8月まで所属していた有限責任あずさ監査法人に対して、監査報酬等の支払いを行いました。これらの合計金額は、有限責任あずさ監査法人の2024年6月期の監査収入と比べて僅少（0.03%未満）であります。なお、同氏は、同監査法人において、監査証明業務を執行する業務執行役員あるいは経営権を有する地位にあったことはありません。また、同氏は、当社の会計監査業務には一切関わっておりません。	杉山敦子氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、公認会計士・税理士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、監査等委員である社外取締役として当社の業務執行の監督の職務を適切に遂行することが期待できると判断したためであります。 なお、同氏は、当社の社外役員の独立性判断基準（「4. 補足説明」欄をご参照）を満たしており、また、取引所が定める独立性基準に抵触する事項はないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
2	該当事項なし。	小野勝氏は、ヤマハ発動機㈱において、グローバルな販売や部品調達などに従事し、海外法人の経営者としての経験を有しています。また、㈱ジュビロにおいても経営者としての経験を有しています。これらの経験や知見を当社の業務執行に対する助言や監督の役割が期待できると判断し、社外取締役候補者としたためであります。 なお、同氏は、当社の社外役員の独立性判断基準（「4. 補足説明」欄をご参照）を満たしており、また、取引所が定める独立性基準に抵触する事項はないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
3	該当事項なし。	畑野誠司氏は現 ㈱三菱UFJ銀行においてグローバルな企業ファイナンス等に従事し、コニカミノルタ㈱においてコーポレート部門全般にわたり携わるなど、多岐にわたる分野の専門性を有しております。また、経営者としての豊富な経験を有しており、当社の業務執行に対する助言や監督の役割が期待できると判断し、社外取締役候補者としたためであります。 なお、同氏は、当社の社外役員の独立性判断基準（「4. 補足説明」欄をご参照）を満たしており、また、取引所が定める独立性基準に抵触する事項はないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
4	該当事項なし。	佐藤義幸氏は、過去に社外取締役になること以外の方法で、企業経営に直接関与したことはありませんが、弁護士としての企業法務等に関する豊富な専門的知見を有しており、監査等委員である社外取締役として当社の業務執行の監督の職務を適切に遂行することが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたためであります。 なお、同氏は、当社の社外役員の独立性判断基準（「4. 補足説明」欄をご参照）を満たしており、また、取引所が定める独立性基準に抵触する事項はないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
5		

4. 補足説明

【当社の社外役員の独立性判断基準】
当社は、社外役員が次の要件のいずれにも該当しない場合、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員と判断する。

①当社および当社の子会社（以下、「当社グループ」という。）の出身者
（業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人（以下、「業務執行者」という。））

②当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
（直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当該取引先に対する当社グループの売上高の合計額が当社の連結売上高の2％を超える取引先）

③当社グループの主要な借入先またはその業務執行者
（直近の過去3事業年度のいずれかの年度末日における当該借入先からの連結ベースの借入額が当社の連結総資産の2％を超える借入先）

④当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者
（直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループに対する当該取引先の売上高の合計額が当該取引先の連結売上高の2％を超える取引先）

⑤当社グループから役員報酬以外に多額の報酬を得ている法律専門家、公認会計士またはコンサルタント
（直近3事業年度の平均で個人の場合は年間100万円以上を得ている者。法人、団体等の場合は、当該法人、団体等の連結売上高の2％以上の額を得ている当該法人、団体等の所属者）

⑥当社グループから多額の寄付を得ている者
（直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループからの寄付金の合計額が当該寄付先の収入総額の2％を超える寄付先）

⑦当社の大株主（当社の議決権総数の10％以上を有する者）または当該主要株主が法人である場合には当該主要株主またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者

⑧当社が総議決権の10％以上の議決権を有する法人等の業務執行者

⑨上記①～⑧までのいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る）の配偶者または二親等以内の親族

⑩過去3年間において、上記②～⑨のいずれかに該当する者